



放課後児童クラブの申込みについて

就労等により、保護者が昼間家庭にいない子どもたちの放課後等における健全育成と、子育てと仕事の両立支援を目的に放課後児童クラブを実施しています。令和8年度の入会申込を下記のとおり受付いたします。

1. 対象となる児童

隠岐の島町に在住する小学生の児童で、次の（１）～（２）の要件を満たしていることが必要です。また、前年度までの利用料・保険料で未納のあるご家庭はご利用になれません。

- （１）保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童
- （２）昼間、保護者または祖父母など、保護者に準ずる方がいない家庭の児童



2. 入会申込受付について

- （１）申込期間：令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金）

- （２）提出書類：① 令和8年度放課後児童クラブ入会申込書

② 就労証明書または自営業就労証明書 ※疾病・介護等の理由の場合は別途お尋ねください。

※提出書類は、各児童クラブにありますので入会希望の方は各児童クラブまで直接取りに来てください。

※下のお子さまの令和8年度保育所入所申込（継続入所含む）用にご用意いただいた就労証明書または自営業就労証明書の写しを提出いただいても構いません。

- （３）提出先：第一希望に記入した児童クラブ

- （４）放課後児童クラブ一覧

通年利用申込可能な小学校	児童クラブ名称	利用区分	実施場所	住所	電話番号
西郷小学校	コスモス児童クラブ	通年・長期休業	隠岐共生学園第一保育所	西町大城の一16-9	2-0510
有木・磯小学校	いるか児童クラブ	通年のみ	隠岐共生学園第二保育所	下西166-2	2-0129
西郷小学校	双葉保育園児童クラブ	通年・長期休業	双葉保育園	東郷川尻30-2	2-5753
第1希望：有木小学校 第2希望：西郷・有木小学校	子育て交流センター児童クラブ	通年・長期休業	隠岐の島町子育て交流センター	栄町345	3-1200
北小学校	中村保育園児童クラブ	通年・長期休業	中村保育園	中村1486-1	4-0017
有木・磯小学校	下西保育所児童クラブ	通年・長期休業	下西保育所	下西462	2-4612
五箇小学校	ごか保育園児童クラブ	通年・長期休業	ごか保育園	郡174-2	5-2115
都万小学校	都万保育所児童クラブ	通年・長期休業	都万保育所	都万2431	6-2064
中条小学校	原田認定こども園児童クラブ	通年・長期休業	原田認定こども園	原田461	2-5106

※第1希望で子育て交流センター児童クラブ（通年利用）を希望することができるのは有木小学校のみです。

※コスモス児童クラブ（通年利用）または双葉保育園児童クラブ（通年利用）に入会希望の方は、第2希望として子育て交流センター児童クラブ（通年利用）を希望することができます。

※長期休業のみの利用を希望する場合は、いるか児童クラブ以外の全ての児童クラブに申し込みが可能です。

※いるか児童クラブは通年利用のみ受け付けており、長期休業のみの利用を申し込むことはできません。

- （５）結果通知：12月中に承諾／不承諾の通知を郵送します。

3. 開設日・開設時間

- （１）開設する日

毎週月曜日から金曜日 ※土曜日・お盆期間（8/13～8/16）の取り扱いは各施設で異なります。

- （２）開設しない日

- ① 日曜日および国民の祝日（振替休日を含む）
- ② 12月29日～翌年1月3日（年末年始）
- ③ 3月31日（年度末日）または4月1日（年度初日） ※どちらがお休みになるかは各施設で異なります。
- ④ その他町長が必要と認めたとき（大雪・風水害等による学校の臨時休校、感染症拡大など）

- （３）開設時間

- ① 平日（学校のある日） 下校時～18:30

- ② 土曜日・長期休業期間・学校の振替休業日 8:30～18:30

※勤務時間等の都合により開設時間を越えて利用したい場合は、各施設にご相談ください。

（裏面につづく）



4. 利用料金

利用区分		基本料	保険料	給食費
年間を通しての利用		月額 10,000 円	年額 2,400 円	日額 300 円
長期休業 期間	夏休み利用	20,000 円	400 円	日額 300 円
	冬休み利用	10,000 円	400 円	日額 300 円
	春休み利用	10,000 円	400 円	日額 300 円

- (1) 利用日数や月途中での入退会による日割り計算は行いません。実際にご利用されない月（期間）があっても、基本料・保険料は発生します。
- (2) 入会は年度単位ですので、令和8年度の春休み利用は令和8年4月と令和9年3月の利用を意味します。
- (3) 児童クラブの活動中にケガをした場合は、加入保険により通院・入院等の傷害保険金の請求ができます。（免責事項がある場合があります）

5. 利用料の納付

放課後児童クラブの料金は、利用月分を翌月末日に口座より引き落としいたします。（口座振替は、入会決定後に各金融機関の窓口にお申し出ください）口座振替のお手続きをされていない場合、利用月分の納付書を翌月中旬頃に郵送します。

6. おやつ・給食

- (1) 15時を目安におやつを提供いたします。おやつ代は基本料に含まれます。
- (2) 学校のない日（土曜日・長期休業期間・学校の振替休業日）は、給食の提供があります（有料：300円／日）
- (3) 子育て交流センター児童クラブの給食は、業者から購入する弁当の提供となります。

7. 一日の流れ（例）

- (1) 学校のある日（平日）

時間	放課後	14:00	14:30	15:00	16:00	17:30	18:30
活動時間	開所	登所	宿題	おやつ	自由外遊時間	片付け お迎え準備	お迎え 帰宅 閉所

- (2) 学校のない日（土曜日・長期休業期間・学校の振替休業日）

時間	8:30	9:00	10:00	12:00	13:00	15:00	16:00	17:30	18:30
活動時間	開所	登所	学習	自由遊び	昼食	自由遊び	おやつ	自由外遊 片付け お迎え準備	お迎え 帰宅 閉所

8. 送迎等について

- (1) 児童クラブでは、児童の送迎はいたしません。
- (2) 保護者又は保護者に代わる方が、18時30分までに児童クラブへお迎えに来てください。
- (3) 学校のない日（土曜日・長期休業期間・学校の振替休業日）は、施設入口（玄関）にてお子様を職員へ引き渡してください。

ご不明な点等お問い合わせ

各児童クラブ または 隠岐の島町役場保健福祉課児童福祉係（2-8577）